

令和4年度第3回  
埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

令和4年11月24日（木）

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

○田代委員長

それでは、まず、本日の議事として、次第の3(1)「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(素案)について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

・資料1に基づき、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(素案)について説明した。

(資料1-1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(素案)の概要  
(資料1-2) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(素案)

○田代委員長

事務局の説明について、皆様から御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

○栗田委員

数値目標のにじいろ県民講座参加者数で令和5年度から7年度の合計で10,600人という数字が記載されているが、リアルなのかウェブでやるのか、何回やるかが分からなかったです。3年間で年間何回やって、どのような形態でやられるのですか。

○事務局

にじいろ県民講座に関しましては、基本的にはオンラインで行っているものです。コロナウイルス感染症が流行してからは、オンラインで行っていきまして、今後3年間も基本的にはその予定であります。今年度に関しましては12月1日から3月15日までオンラインで行う形になります。なので、3ヶ月半ぐらいオンラインで申し込みしなくても見られる形になっております。

○栗田委員

好きな時に見られるのですか。

○事務局

今年度ベースで3,100人という形で算出して、今後、3年間で10,600人を目指して参ります。

○栗田委員

講師が一方向的にしゃべるわけですね。

○事務局

そうです。

○栗田委員

その場で質問できなので、聞きたいことは後で申し込みすると答えてもらえるのですか。

○事務局

講座は今のところはそういう形にはなっていないのですが、一般的に県あてに県民の方からメール等

で御質問がある場合は、メール等でお答えさせていただいております。確かに講座を見て疑問に思ったりする可能性はあると思います。

○栗田委員

市民、県民の方が見られるのですよね。

○事務局

はい。

○栗田委員

私もこの会議に参加して知らないことばかりで、携帯で調べながらついていくのがやっとなのであるけれども、一方的にしゃべるだけの講座に意味があるのか、数値目標にする意味があるのかと思っています。数値目標になさるのであれば、意味あることをしなければいけないです。あまり意味のないことに数値目標をつけて、やっていますとおっしゃるのは少し嫌だなと思いながら聞いていました。

○事務局

我々のこの上位計画の5か年計画の中でも人権に関して参加者数を目標値とさせていただいています。その整合性からこの指標としています。

○栗田委員

質問できるタイミングを持って、おやりになった方がいいです。実際、私もウェブで受けなきゃいけないセミナーを受けるのですが、画面を消して他の仕事をしながら耳だけちょっと聞いているのですが、分からないなと思いながら聞いていることがあるので、そういうところを今回の場合はもっと知ってもらいたい時にいいのかなというのが、数値目標になってなければ気にしないですが、数値目標にするのであれば、気にしているところです。

○事務局

その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○田代委員長

オンデマンドは、一長一短ありますね。授業もオンデマンドでやっているけれど、繰り返し見られる良さもあり、質問の仕方もいろいろある。早送りなどもできる。質問は受け付けられるのですよね。

○事務局

内容については初めて知っていただく方用ということで、かなり丁寧に分かりやすくさせていただいております。ただ、やはりどうしても分からないところはあるかと思っておりますので、そういったものは研修の方は業者に作成してもらっているのですが、当課の方に御質問をお寄せいただくような形で検討したいと思っております。メールアドレスもついておりますので、何かあればメールでいただくようなことも可能かと思っております。

○田代委員長

満足度はアンケートで確認しているのでしょうか。

○事務局

アンケートをしているのですが、アンケートを答えてくれる人が少ないので、その辺も工夫が必要と考えております。

○田代委員

数値目標がこれでいいのかという御質問なので、御検討いただきたいです。他にいかがでしょうか。

○前園副委員長

この講座を見る人は多分、興味ある人が見るのだと思うのです。あまり興味ない人には届かない。啓発はそこに届けなければ意味がないと思うので、そうなるただ単に面白くない講座をやるのではなくて、もう少し興味がない人も見るようなものにした方がいいのかなと思うのです。ただ偉い人がとうとうと語るよりは、もう少しドラマとか映画とか面白い映画的な感じでやるとか、興味がない、関心がない人に届くようにしてはどうか。にじいろ県民講座は私もやったことあったのですが、そんなに面白い話ができなかったかと思うので、にじいろ県民講座の参加者ありきはどうかかな、もう少し幅広くの興味ない人でもフックになるような何かを考えてもいいのではないかなと思うのですがね。

○事務局

今年度の担当者は、前園委員がおっしゃったような視点で今まで見てなかった人にも見てもらいたいということで、工夫して取り組ませていただいています。(株) JobRainbow の若い方にお話しただいて、実際に当事者の方も2人ぐらいお招きして事例を話すような形にして、若い方にも見ていただきたいということで私たちも作らせていただいております。前園委員がおっしゃったように本当に関心のない人まで、どこまで広げるのかということは御意見として承りました。

○前園委員

にじいろ県民講座を調べたのですけれど、検索でヒットしないのですが。

○事務局

今年度は「LGBTQ 県民講座」という名称でやらせていただいています。

○前園委員

PR 方法の工夫があるといいのかな。知られてなくて、たまたま知っている人だけで10,000人いくのか分からないですけど、面白くなっているとすると、広く知られる機会を作る必要はあります。

○松岡委員

数値目標にも関わりますので、計画全体で、まず4点を話してもいいでしょうか。まず一つ目、詳細の資料の1-2のところでは第2章計画の基本的な考え方のまさにその指標のところ、現状の今のいただいた皆様方の御議論で目標数、参加者数が議論になっていると思うのですが、これにプラスして、例えば言葉の認知度とかも、もし取れるのであれば取ったらいいと思っていて、例えば、性的指向、性自認、カミングアウト、アウティングという言葉がどれぐらい県民、企業を含めて広がっているかを一つの指標として取れると思っているので、その認知度を調査する。これは結局、定期的な調査もセットになるので、計画の中で調査についてもセットになるかと思っています。二つ目としては、条例の差別禁止やアウティングの禁止などについての周知徹底というのを明記すべきじゃないかなと思っています。これは第3章P11、12の第3章の計画の内容、基本方針1、性の多様性に関する理解の増進で埼玉県LGBTQに関する条例の第4条で性的指向、性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止やカミングアウトの強制、カミングアウトをさせないことの禁止、アウティングの禁止が明記されていると思うのですが、基本計画第3章の基本方針、性の多様性に関する理解の増進のところに必要な啓発教育制度の周知があるのですが、これだと大分抽象的かなと思っています。この条例の趣旨を周知徹底するということを明記すべきと思っています。理由なのですが、東京都の例を出すと、東京都の条例、2018年の人権尊重条例と今回のパートナーシップ制度を含めて、例えば東京都では、差別的取り扱いをしてはいけないということが明記されている一方で、まだ都内の企業だと同性パートナーの福利厚生がまだまだ適用できていないところが多いときに、厳密にいうとこれは条例に抵触するような状態、つまり異性カップルは福利厚生が適用されて、同性カップルは福利厚生が適用されないというのは、一つ性的指向に基づく差別というふうにも言えると思うので、この状態が、条例に抵触している状態ということもできると思うのです。これはもちろん罰則とかがないので、何か企業に対して、何か罰が与えられるとかそういうことではないですけれど、基本計画を立てる上ではやはりその条例の趣旨というものはちゃんと企業だったり事業者とか、県民を含めて、明確にその説明がされることを書かないと、なかなかその実際の施策に落とし込んでいけないというふう思ったので、これは特に計画の中には、明確に明記すべきなのじゃないかと思った次第です。三つ目としては先ほどの指標のところの言葉の認知度に繋がる形で調査を明記すべきではというところなのですが、実態調査を定期的に行うことを明記すべきだということなのです。厳密には「第3章 計画の内容、基本方針1の4、P12の性の多様性に関する情報発信、調査研究の実施」と書かれていると思うのですが、ここに定期的な調査というものも明記すべきじゃないかと考えました。既に埼玉県で令和2年度に「性の多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」が行われていると思うので、例えば先ほどの指標で例えば言葉の認知度を取るというふうになるのであれば、定点観測とか定期的な調査を行っていくことをここで明確にした方がいいかなと思っています。毎年とかは、少し大変かなと思うので、この基本計画の改正のたびに都度実施するとか、そういうことが明記できるのではないかなと思いました。最後ですけど、苦情処理の申し立て窓口や苦情処理の仕組みを設けるべきではないかなと思っています。第3章、基本方針2の相談しやすい体制の充実のところか、または第4章の計画の推進体制のところにも関わってくると思うのですが、これも埼玉県の条例第4条で差別禁止だったりアウティングの禁止だったり明記されている一方で、実際にその埼玉県の施策だったりとか、また県内で起きたその差別、アウティング事例にどう対応するかというところが、基本計画ではなかなか示されていないので、ここを単純に相談できるよってということだけではなくて、具体的にその条例に抵触するような事案が発生したときに、苦情処理として申し立てができるような窓口を設置したりとか、それを調査とかあっせんしたりできるようなその窓口、苦情処理委員会とい

うものを設置すべきじゃないかなと思いました。これはもう例えば東京都豊島区などがすでに行われていて、差別を禁止する条例がすでに実施されている上で、その具体的な何か差別的取扱いだったりアウトティングの被害が起きた時に、区に申し立てをできると、それが苦情処理委員会でかけられて、場合によってはそのあっせんをしたりとか説明をしたりできる。こういった仕組みを、基本計画におけることは、重要じゃないかなと思います。

○田代委員長

ありがとうございます。事務局の方から説明はありますか。

○事務局

1番目の言葉の認知度に関しましては、令和元年度に簡易アンケートで、トランスジェンダー、バイセクシュアル、アライ、アウトティングについて、言葉の認知度を聞いています。今年度また認知度を確認しております。今年度は条例ができたこともありますので、性的指向と性自認に関して、新たに調査をしていて、今ちょうど取りまとめているところでございます。そういった形では、実態は把握しております。令和元年度の調査ですとアライの認知度は、「言葉は聞いているし、意味も知っている」が10.8%でした。アウトティングも「言葉は聞いているし、意味も知っている」は11.4%という現状がございました。

○事務局

今申し上げたのが、県民サポーターに対するアンケート結果で、母数が少ないので、一応参考になるのですが、指標として、何がいいのかは御意見として考えていきたいと思えます。

○田代委員長

今回、具体的な施策の中に入れる内容として御提案いただいたかなと思うのですが、そういう検討の余地がありますか。定期的な調査それから苦情処理の仕組みとか、あと、一番最初に条例の趣旨をきちんと理解することについて、この計画の中に入れるべきだという御意見だったと思えます。とても重要な御指摘なので、基本計画や県のいろいろな施策、他にもいろいろやっている中で、ここにやはり入るべきだという御意見は、ごもっともかなと思うところもありましたけれども、事務局としてはどうですか。

○事務局

今、差別の関係や言葉の理解度について検討していきたいと思えます。苦情処理についてはどういう形がいいのか検討させていただきたいと思えます。

○田代委員長

わりと大きく内容、項目が変わる御提案かと思うのですが、ご検討いただけるということでしょうか。

○事務局

はい。

○田代委員長

関連してでも他に何かございましたらお願いします。

○遠藤委員

若者や学校のところの内容を見ていて思ったのが、相談体制、相談しやすいものを作るということで、普通、行政の相談はなかなかユースの人は利用しなくて、LINE 相談とかもあるのですが、これだけだと少し心もとないかなと思っています。特に先生向けの研修とかも入っていると思うのですが、例えば学校の制服のことが入っていないで、今いろんな学校で制服の見直しをしようと先生方がしていること中で、本当に手探りで全然良く分からないまま進めている学校がとて多いので、かなり先生方も困っている。そういう例えば制服の見直しみたいなことを県として言えるのか、あるいは見直したい学校に対する情報提供、東京都はやっているみたいですが、既に県内で取り組みがある学校のやり方について、学びたいという学校に対する支援を入れた方が、何か御相談だけではなくもっと根本的に見直すところがあるのではないかと考えています。あと、スクールカウンセラーの配置と書いてあるのですが、これももう少し詳しい人がコミットした方がいいのではないかと考えていまして、神奈川県は SOGI 派遣相談として学校から連絡があった場合、神奈川県の方から NPO 法人 SHIP に協力をお願いして学校に行くことがある。なので、一般的なスクールカウンセラーの配置ではなくて、もっとしっかり事例が分かっている人が学校に行くような仕組みがある方が学校としても助かるのかなと思いました。あと、民間団体へ若者を支援して民間団体を紹介してくれと書いてありますが、できれば自治体の事業としてやって欲しいなっていうのがあります。東京都や静岡県でもやっていますので、やはり個別で相談することが支援から少し足して構造的に孤立している状況変えていくような働きかけがあるといいのかなと思います。

○事務局（人権教育課）

教育局に関する質問がありましたので、人権教育課からお答えさせていただきたいと思います。遠藤委員の御質問の1点目は制服など具体的な話をもう少し入れた方がいいというところがございます。最初に埼玉県の取組を簡単に紹介させていただきたいと思っておりますが、県立高校の制服で、スカートとスラックスは少なくとも選択できるようにしようと現在取り組んでいるところでございまして、今年度7月に各県立高校にそうした通知を出して、今おそらく9割ぐらい見直しが進んでおり、まさに今それに取り組んでいる市町村立の学校にもそうした状況を情報提供しているところでございます。問題意識を持ってやらせていただいて、なかなかいわゆる戸籍上は男性で、性自認が女性で、スカートを履いている生徒さんは当然いらっしゃるわけですが、例えば生徒が誰でも自由にスラックスでもスカートでもどちらでも選べるかという、まだまだそこまでは行ってなくて、100%という状況ではないのですけれども、少しずつ進めているというところがございます。今申し上げた制服のことなどは、計画の15ページの基本方針3「暮らしやすい環境づくり」の推進項目「②学校における性の多様性への配慮」のAの方に包含されるものとして捉えていて、制服もありますし、名簿の話もありますし、そうした様々な配慮をこの中で、この計画の中で進めていきたいと考えているところでございます。それから、二つ目の相談、スクールカウンセラーとかだけではなくてさらに専門的な神奈川県の派遣相談の話はまさに遠藤委員のおっしゃる通りであろうかと思っております。スクールカウンセラーだけではなかなか十分な相談ができない場面もあるとは認識しております。そこについ

ては、今現在、確固たる仕組みが実はないところですが、この計画でいうと基本方針Ⅲの（具体的施策1の）推進項目②イのところ、いわゆる支援団体と連携できる環境づくりを推進しますということで、ちょっと我々にとっては宿題みたいなところもあるわけですが、今後目指している方向として、御意見を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○遠藤委員

私、ユースの居場所づくりをやっているのですが、制服ですけど、スカートとスラックスを選べる学校で、女子スラックスをトランスジェンダーの生徒はそれが着たいのではなく、男子の制服が着たいと言っていて、ブラウスだったりリボンだったり女子の制服なので、その男子の制服とか女子の制服じゃなくて、制服1番、制服2番みたいにして欲しい。また、そもそもデザイン的にすごく選びにくい。例えば、選びやすいデザインと選びにくいデザインで、選べると言っても学ランやセーラー服だと選びにくいということがあって、あと服屋の方が分かっていなくて、制服販売店に買いに行くと、これまでと同じように接客をされたりして選べない。こちらですよって言われて、なかなか選ぶことが難しいとかもあるようなので、その辺も多分結構つまずきポイントであって、もしすでに資料出されているってことなのですが、通知がもし見られるようであれば少しこちらとしてもぜひ見てみたい。皆さんいろんな自治体でその辺でつまずいているので、もしそれを突破するようなことができればすごくいいことだなと思って話を聞いていました。

○田代委員長

遠藤委員がおっしゃられた中で、学校自体が相談したい、つまり学校が生徒や制服のことをどうしようかと相談されることを教育局の方に相談することはよくあって、教育局に窓口があるという理解でよろしいですか。

○事務局（人権教育課）

はい。現状について学校の相談先は、県教育委員会の私どもの方にきます。令和3年度は延べで18件ぐらいいろいろな形の相談がありました。当然我々も専門家ではないので、一般的なアドバイスで済まない部分についてこの場でお話させていただいて恐縮なのですが、渡辺委員に御相談をさせていただいたりして、学校にアドバイスをするといったようなことをやっており、今、仕組みとして、かっちりでき上がっているというよりは個別に試行錯誤しながら対応させていただいている現状でございます。

○田代委員長

何かこの計画の中にそういうことを明記していくことは、位置付けていくことは考えていますか。

○事務局（人権教育課）

従いまして、支援団体等々と連携できる環境づくりを推進していくというのは、今、個別にやっているものをもう少し仕組みとして作っていくようなことを考えたいと思っています。



#### ○田代委員長

さっき遠藤委員から専門家として繋がっていくということを県としてしっかりやってほしいというお話でしたがいかがですか。

#### ○事務局（人権教育課）

当然それは学校と専門家同士でよろしく願いますということでは、あるいは生徒と専門家同士でもよろしく願いますっていうことではなくて、県が仲立ちするようなことも考えています。

#### ○石崎委員

私も今のお話を伺い、もちろん生徒に対する支援、相談体制を充実していくことは大事ですが、それと同じぐらい現場で生徒と日頃接している学校の先生が相談しやすいこと、学校の先生が燃え尽きないようにサポートできる相談の仕組みを、今は個別に対応されているということでしたが、それだと県庁まで電話して、聞いてみようという先生であれば繋がるのですが、学校の先生たちは、毎日、いろいろな業務で忙しいと思うので、せっかくこの基本計画を作るのであれば、教員をサポートする相談体制をつくることは現場の生徒の支援に繋がっていくことだと思うので、教員を支援し、学校の先生方が相談しやすい体制を充実させていくことを盛り込んでいくことも大事ではないかと思いました。

#### ○白神委員

教育のところがやはり前回も少し気になっていて、やはりアンケート結果を最初に見せていただいたものを見ても、やはり教育現場での問題はすごく大きいなと思っていて、それが多分今、県立高校の話だと思うのですけれども、むしろ小中学校となると、今度市町村の教育委員会まで絡めていかないといけない。例えば県では渡辺委員と繋がっているけれども、市町村立の学校が困ったときに、いきなり県教育委員会に相談はなかなかしないですよ。そうするとやはりそこまでさかのぼって子供たちにやっていく前に、まず先生たちのところに何かこう手をつけなければいけないのかなと思いました。もちろん一生懸命取り組んでくださっている先生もいらっしゃるでしょうし、ただ私は自分で子供の子育てで学校に関わる中で、やはり男子、女子と分ける文化が私が育った昭和の時代とこんなにも変わっていないことにすごく驚く経験が多いのです。やはり男子、女子と分けることは当然その両方にはまらない子供たちにはすごく負担ですし、どちらかにはまらなきゃいけないという多分そういう何か刷り込みをずっとされて高校生になって、県の学校に行くような形になると思うのですよ。そうすると、まず一つはやはり、最初の段階では、教職員の部分にまず力を入れつつ、先ほどのオンデマンド動画がもし子供たちにも見られるようであれば、まず先生たちが使いやすい教材として普及していくというのは一つの方法ではないかなと思います。先生たちも学校現場でやらなきゃいけないことがすごく多いので、多分何かそういう素材がないと、なかなかこれを子供たちに提供する時間を作ってもらえないと思うのです。ただすでにコンテンツがあるのであれば、一般の市民で本当に意識の高い系の人しか多分見ないものを逆に企業とか学校現場の方が、集団として取り組みやすいと思う。そのようなものを使って、まずは先生方に研修をしていただいて、未だに並ばせるときに男子、女子、男子、女子と並べるのをやめるとか、その辺からまず取り組んでこれは3か年計画なので、次の3年でまたそこから一歩進んだ形にできた方がいいと思いました。その上で、大きな建付けの話をすると、今回これ見ていくと、事業者と県職員と、子供たち学校現場が割と集団として見えてくる。

県が取り組もうとしているところとして、見えてくるなと思ったのです。事業者については、この1回目、2回目の会議で、それなりに一歩進んだところがあったと思うのですが、今日この後県職員のところもやると思うので、やっぱり子供たちの学校現場、教育のところはどうしていくのかというところが、一つ大きな枠組みであり、なおかつ、先ほど先生方に行っている研修であるとか学校の中で、LGBTQあるいは性の多様性に関する事業を行っているかどうかというあたりを、ぜひ、最初に出てきた指標のところにも入れてはどうかと思いました。

#### ○渡辺委員

少しまとまらないまま話すところもあるのですが、県教育委員会の方とはすごく連携を取らせていただいて、各学校の相談とかにも関わらせていただいて、すごく学校の先生方は頑張ってくださっているのは感じています。遠藤委員がお話してくださったような体制はすごく必要だと思うのですが、今、この県内で誰が担えるというところはすごく難しいと思っています。もちろんいろいろな当事者グループ支援団体はあるのですが、かなり丁寧に作っていく必要があると思っています。でも必要だと思っています。私もここ数年、本当に、毎週どっかの学校にお話に行くとか校内研修の参加とかが続いていますので、きちんと体制としてできるといいなと思っています。教材とかも啓発資料とかいろいろ作ってくださっていて、今も、さらに補完するようなものも今計画されてくださっています。ただ、授業というのもすごく難しく、イギリスの性教育の指針だとやはりすごくセンシティブなので性の多様性、LGBTQでドンとやるのではなくて、いろいろちりばめながら人権を底上げしていくという方法でやらないと、当事者も児童生徒もその授業ならやらないでというのもあったりして、なかなか難しいところがあるので、そこも丁寧に検討して教材づくりをしていく必要があるかなと思います。でも、そういうのを重ねて、より良いものを作っていくというのは計画に入れてもいいかなと思っています。

#### ○田代委員長

当事者である子ども・若者を大切にした計画であるということを表していくことが必要ということですかね。具体的な内容については今、いろいろ課題を出していただいたので取り組んでいただくということをお願いします。

#### ○栗田委員

計画の体系の推進項目のところでは県職員だけ意識の啓発になっているのです。これは何ですか。他は研修の実施でこれだけ啓発になっています。別のところで、県で今、基本方針の防災の資料を見させてもらっているのですが、性の多様性について何も書かれてないのです。コメントで性の多様性について、やはり入れないといけないのではないのですかという質問は出したのですが、そのように意識の啓発は県はすべてでき上がっているから、あとは啓発だけでよくて、実施は何も残ってないということなのかなと思いました。それにしてもこの間の資料とかどうなのかなと思いつつ悩んでいたのですが、なぜここだけ啓発なのですか。もうすべて終わっているということですか。

#### ○事務局

それはございません。本文の中では、研修を実施ということで進めていただいていますので、まだまだ研修は行ってまいります。

○栗田委員

1 番目の県民への意識啓発これは分かります。あとは、県の職員だけ意識の啓発と書いてあるから実施が終わって、あとは啓発だけということなのかな、その割にはおかしいなというのが、私の感じているところです。

○田代委員長

まず啓発からですね。それで実施に進むわけですから、意識が十分でないということですか。

○栗田委員

それ県が一番ひどいということですか。

○田代委員長

そもそも実施がないという御質問ということですか。

○栗田委員

私は実施が終わっていて、少しまだ足りてないから、もっと頑張りましょう、ということをやるとかなと思いました。

○田代委員長

やはり県なので、やるべきことはいろいろと取り組まれているかと思います。

○事務局

研修自体は県と市町村の広域連合という研修機関で人権問題の研修の中の一部でやらしていただいたりとか、今年度からはeラーニングシステムでオンラインですが、自分が好きなときに、勉強できるような形で「アライになろう多様な性のあり方を理解する」というコンテンツを御用意させていただいて、県職員のみならず市町村の方も学んでいただけるものなどは、コンテンツとして用意しています。そういったもので、県職員の研修はここで進めていかなきゃいけないということは認識しているところでございます。ただ、この言葉の使い分けのところがちょっと分かりにくい。

○栗田委員

私ども事業者としては、事業者も大変なところで、ここに実施ということなので、県は緩くていいのですか。

○田代委員長

資料 11 ページから 12 ページは、いずれにしてもどれも意識啓発ですね。「1 県民や事業者等への意識啓発」で対象者や内容は、県民、事業者向け、県職員、情報発信・調査という形になっているのですね。

○事務局

はい。

○白神委員

今話を聞いていると、やはり意識啓発という多分次の合理的配慮の話に入ってくると思うのですが、けれども、実際にもう配慮した行動が取れるというところを多分、県はもう目指されていると思うので、それとプラス、今ちょっと出てきたその市町村にも研修、啓発しているということなので、むしろ啓発は県から市町村への啓発をしていって、県はもう一歩進んで、具体的な行動としてやりますよみたいな方がいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局

その辺は御意見踏まえて、全体の中で、県職員としてどうあるべきかというのは、議論していきたいと思います。

○原委員

私、最近、いろいろの結婚促進のプログラムをずっと見ているのです。国も発信していて、そして都道府県でもいろいろやっていて、埼玉県は健康福祉のところで結婚、少子化対策としていろいろな結婚の出会いの何かプログラムをやってらっしゃる。やはりこういった県民の中で暮らしやすい環境として疎外感をもつことが一番良くないと思っているので、このあたりも他の課の部署の仕事でアプローチがきちんとできていないというのが一つの意見です。実は相談現場で、婚活サイトに入って、同性の人と付き合ったという話も出てくる。だから、このところの性別をどのように行っているかを今調べているのです。例えば群馬県で結婚パスポートがある。東京都もありますけど、性的マイノリティも含めて誰も利用できるというように設計してあるのです。だからいろいろ証明書を出しなさいということがあつた。県の政策はとても幅広いので、一方で一生懸命人権のことをやっても一方で非常に排他的なところだったりするとチャラになってしまうので、やはりそのあたりは全体的に底上げをいろんな所で考えていかないといけないというのが一つです。あともう一つ教育に関しては、実は私の方の相談を受けているときに元埼玉県の先生という方で、今別の県に越してそちらで教鞭をとっておられる方で、かなり緊急性の高い相談だったのです。元教え子が1人訪ねてきて、それで一目会ってこれから死ぬというような相談で、どこに相談していいかということで結局、巡り巡って私どもに相談が来たのですけども、元教えてもらった先生に頼ったりとかやはりアライ、理解してくれる人に相談がくるのです。もう少し幅の広い見通しを県として立てておく方がいいというふうに思いました。今も私DVの集会に出てきたのですが、離婚後のDVで離婚して別れたはずなのにまだ暴力が続く。ですから幅広い視野を持つには、どうしたらいいのかスタッフの職員の皆さん含めてちょっと聞いて考えているところです。

○事務局

1番目の原委員の話は、結婚支援のところでも同性愛の方も対象にしているのかとかを担当部署の方によく確認するようというふうに承ったのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○原委員

そうですね。もしこれがもし、シスジェンダーの者だけのものだったら、しっかり明記すべきです。そうじゃないと、何となく内部で審査して、現場で何か差別するとか、いろんなことも起きるかもしれないし、何も書いてなければ誰でもここは応募できる。ですから、やっぱりそういうところもきちんと配慮して阻害がないようにしていかない、運用で排除される可能性もある。女性でないから何とかでしようみたいだね。ですからそのような全体の目配りをしないとイケないです。

#### ○田代委員長

ありがとうございます。今、基本方針、具体的施策、推進項目で議論していると思うのですが、運用のところでの課題というところで御意見いただけていただいたのかと思いますし、そういうものが外れないような形で基本計画を立てていただくことは重要なのかなと思います。

#### ○事務局

先ほどお話のあった、ドメスティック・バイオレンスの相談窓口については、性別にかかわらず、その関係性も含めて受けていることは、性別にかかわらずということで明記させていただいています。里親についても、同性カップルの方も御利用できるとホームページでは明記してあるのですが、少し分かりにくかったりするので、LGBTQ 担当のポータルサイトを立ち上げているので、性別に関わらず御利用できる県庁内の制度を一覧にしようというのを今、準備を進めさせていただいています。結婚支援については、視野に入ってなかったので担当課に確認してみます。

#### ○田代委員長

議論始めて1時間経っていますので、ここで1回休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

#### ○田代委員長

時間になりましたので再開させていただきたいと思います。引き続き、基本計画についてあと少し時間取りたいと思いますので、引き続き皆様から御意見、御質問いただければと思います。よろしくお願ひします。

#### ○前園副委員長

14 ページ「1 相談体制の充実」、「①県民向け相談体制の実施」、「ウ LGBTQ からの DV や性暴力についての相談の実施相談の実施」は、これはあくまでも相談体制の実施ということですがけれども相談しやすい体制を作るためには、その人が解決するだろうという期待がないと多分相談しやすいとはいえない。DV とか性暴力で婦人相談センターにトランス女性が入れるとか、ゲイとか男性同性愛カップルの暴力に対して男性が入るシェルターがあるのかどうかとか、こういうのがないと、多分関係機関と連携を図ってもそういう機関がなければ、DV は取りあえず避難するみたいなことができないかなあと思うので、相談しやすさはそういう体制を県内で作っていくことも県として推し進めていかないといけない。3年の計画なので、今回は無理かもしれないけれど、この問題提起は昔から言われているので、暴力は行き場がないのでその点もちょっと視野に入れていただきたい。それと、16 ページ「基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり」「1 安心して生活できる環境づくりの推進」の中で「民間賃貸住

宅に同性パートナーの入居への協力を働きかけます。」と書いてありますが、もう県営住宅も入るようになっていませんか。

○事務局

今まさに検討しております。

○前園委員

そっちを入れるようにしないと民間だけ入れるようにというのは話にならないかなと思うのです。

○新藤委員

計画の体系2「相談しやすい体制の充実」の中の「県内相談機関への支援」というところで、この県内相談機関向けの研修の実施と書いているのですが、相談機関は様々ございますので、どのような相談機関を想定しているのかというのが質問の一点目でございます。二点目が性の多様性に関する相談に対応できるよう研修や情報提供を行うと書いているのですが、性の多様性に関する相談に対応できるレベルというのはかなり高いレベルになるのかなと思っておりますので、どのような形で研修や情報提供を今、想定しているのかということをお伺いしたいと思います。

○事務局

まず、県内の相談機関向けの研修なのですが、現状を申し上げますと、特に女性相談など63市町村と埼玉県の中で、様々な相談の中で性の多様性に関する相談も受けている、総合教育センター、県立精神保健福祉相談センター、With Youさいたまを対象にした研修を昨年度から始めているところです。ただ、今後は、With Youさいたまで取りまとめている「埼玉県内相談窓口ガイド」に掲載しているものが189機関あり、県だけではなく国、市町村、民間団体、先ほど話になったDV、セクハラ、家族、夫婦、仕事、子供、青少年と幅広い相談機関があります。今後はこういった相談機関の方にも御参加いただくような研修を想定しているところがございます。県としてもこういった機関とネットワークと言いますか、関係性を私たちとしても築いていくようにしたいと考えております。あともう一点、新藤委員からお話がありました。性の多様性に関する正しい知識を持ち適切に対応できるよう支援をしていく、意味合いは、今年からにじいろ県民相談として、県としてはLGBTQに対する専門相談を電話とLINEで立ち上げたところですがけれども、やはりそこで受け入れて、当事者の方にお答えできたり、対応できている部分っていうのは全てではないのが実情の中で、先ほど原委員からもお話あったように、DVの場面、セクハラの場面、あと相談の場面で異性愛を前提にしているという対応をすることが、当事者の方にとっては、相談へのアクセスでバリアになってしまうことを踏まえて、性の多様性に関する理解を相談員の方にしてもらう。それぞれの相談機関で、解決できる相談のノウハウを当事者の方にも当然、お答えいただくようにしてもらいたいという意味合いで、こういった文言にさせていただいております。なかなかそこまでの理解はそんなに簡単なことではないと思っていますので、研修とか、先生方のお力を借りて進めて参りたいなと思っていますとこであります。

○白神委員

今の話ですと、資料の13ページ14ページの辺りで、推進項目の中で、にじいろ県民相談は専門相談なのでごく分かりやすく、その後の表記は私が誤解したなと思っていて、性の多様性に関する

相談の実施は、一般的にいろんな問題の中で性の多様性にも対応できるような窓口を目指していくというような意味合いですよね。その中で特にDVとか性暴力に関しては、特出しで項目を出しているということなのですよ。今の文章だとLGBTQからのDVや性暴力の相談窓口と読めてしまったので、性暴力とかDVに関して、LGBTQの方に限らず、性の多様性がある人が関係するような、課題に対しても相談で対応できるようにしますということですよ。ですからLGBTQに表記を限定しなくてもいいと思いました。別件でもう一つ、16ページなのですけども、一番上の防災対策のところですよ。災害の時はまず避難して、避難所に入りたいなイメージがあると思うんですけども、避難するところはもう性別とかあまり関係なく避難をする。避難所の中ではいろんな人が一緒に生活していくので、ある程度の配慮が必要というところまでは、イメージしやすいかなと思うんですけども、恐らくもっと問題が大きいのはその後かなと思いました。というのも災害対策は、その後、例えば仮設住宅に入るとか、何かこう災害の認定をすとかというのは、特に世帯ごとに行われるというようなことがあります。そうすると、一般的な家族の形と違うとそこから漏れやすいとか、必要な支援が受けられないし、見出すこともできないみたいな状況になってくるので、防災対策というよりは災害が起きて、そのあとの復旧復興とかも含めて、性の多様性に配慮したことというのが考えられると、むしろそっちの方から問題が大きいかなという気はしました。

#### ○事務局

そこについては、防災関係の部局と検討させていただきたい。

#### ○田代委員長

防災対策におけるとなっているけれど、その避難所の設置ということは視野には入っているのですか。

#### ○事務局

防災対策というのが一番念頭にあったのは、避難所の運営とか、その辺が念頭にありました。ただ、確かに白神委員がおっしゃった仮設住宅の入居とかそのあとの手続きは当然、問題になってきますので、どうやって、表現できるかも含めて相談しながら考えてみたいと思います。

#### ○田代委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

#### ○大谷委員

2点要望なのですが、4ページ目のところの施策体系の「基本方針1 性の多様性に関する理解の増進」で具体的施策2つ目の「性の多様性に係る人権教育の推進」で基本的には県民も含めて児童、教職員への教育をやっていくということなのですが、連合の構成組織の中には学校の先生もいます。特に小中学校の教職員から言われているのが、職員、児童への教育ももちろんなのですが、PTAの関係もぜひ入れてもらいたいという要望が出ています。この項目についてPTAの関係についても加味をしていただきたい。先ほどの研修なども、PTAを通じてやってもらった方が効果もあるのだというふうに思っていますので、その辺について少し検討していただければと思っています。それからもう一つが16ページ目の防災関係の話になります。避難所というと体育館も含めていくつかあるのかと思っ

ています。体育館一つとっても県の管轄、市町村の管轄に分かれている。それ以外にも、例えば公民館だとか、いろんな場所があると思っていますので、県だけで考えるのではなくて、市町村含めた形で少し検討していただくということでお願いしたい。せっかくマニュアルを作ったとしても、これ、運営する人、必ずこの人が運営するというふうに多分決まってない。その時々災害によって、来られる人が運営するということになりますから、その人に対する教育というのもある程度やっていかなければ、せっかく作っても役に立たないということになりますので、その辺も踏まえて少し検討していただければと思います。

#### ○原委員

先ほどのところに戻りますと、相談対応についての質問が出たので、私もちょっと所感を共有したいと思うのですが、性の多様性についての相談に対応できるかどうかというのは、私も今、1件埼玉県相談事業者の研修を受け持っているのですが、数多く相談機関の一つですが、毎月1回、私ども交代でオンライン研修を実際に行っています。これまで性的マイノリティに特化した相談というものを実施していなかった機関の相談員の方々が参加してくださって、多様性についての気づきを今までどこか知らないうちに敷居がすごく高くなっていて、男性だったらこうとか女性だったらこうとかではなく、連動し、連続していることに気づくと、かなり相談員は基礎的な傾聴や問題把握をするとかできているので、気づきによってかなりカバーできることが大きいと思います。ですから、そういう意味で最大のアライになれるし、世代もあまり関係ない。一般だったら若い人の方が我々60代よりも理解が深いみたいなことが言われていますが、相談事業のスタッフに関してはあまりそういうこともなく、むしろ経験値が高いほど、いろいろな失敗とか重ねているので、そういうのを照らし合わせてものすごく理解が早いことがあります。また若い方も経験がないからと言って相談対応ができないという訳ではなくて、非常に感覚が新しいので、すぐに適用できる。かなりその相談現場では研修というのが非常に効果を持つということはお伝えしたいと思います。なので、とても力を入れなければいけなくて、その原因はやはり教育がなかったということなのです。教育や資格試験において、性の多様性のプログラムが組み込まれていなかったため、そこを見落とししている。構造的な問題なのでそこと連動して、早くこれやった方がいい、力を入れた方がいいに思っています。それから今、日経新聞で少子化の特集ということで最初のページに大きな特集が組まれていて、まず結婚というアプローチが少子化を生んでいることを日経新聞も掘り下げるようになった。先ほどの話題と連動して、記事が話題になっているので、皆様もぜひチェックしていただきたいと思いました。

#### ○田代委員長

先ほどの大谷委員からの意見について何かもしコメントがあればお願いします。

#### ○事務局

大谷委員のPTAの部分についておっしゃる通りなのだと思います。学校でやっていることを保護者の方に理解してもらわないと先生も大変なので、計画の中でもそういうところは念頭に置いておりますので、行って参りたいと思っております。

#### ○事務局



防災の避難所など運営については、県だけではなくて、いろいろな段階が関係するのはおっしゃる通りで、この計画につきましては今のところ来年の2月の県民コメントでこの案を公表した上で、御意見を賜るようなことも考えておりますので、そこでいろいろな方々の意見をいただいた上で計画を作っていくということが一つです。それからできた計画を実際にどのように落とし込んでいくかについて、先ほどお話にありました県民講座とかでLGBTQの基本的な知識を広く皆さんに理解していただくような機会を作っていくと同時に年に1回、県と市町村の会議をLGBTQの関係でやっておりますけれども、そういう機会を通じて市町村の方、あるいはそこから市町村の自治会の方等に伝わっていくような形で取り組んでいってみたいと思います。

○田代委員長

原委員がおっしゃってくださった研修が効果を持つということで、性の連続性とか性の多様性とかが分かれば効果が出てくるっていうことはすごく重要なと思いますので、よろしくお願ひします。もしよろしければ次の議題に移りたいのですが、どうでしょうか。はい。それでは、いろいろな貴重な御意見どうもありがとうございます。皆様に出していただいた御意見を踏まえて、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画、最初に御説明いただいたような形で、内容を検討いただいて、次回報告していただければと思いますので、事務局の方どうぞよろしくお願ひします。

○田代委員長

続きまして、次の、次第の3の(2)埼玉県が実施する事務事業における性の多様性の合理的な配慮に関する指針案について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

・資料2に基づき、埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針(案)について説明した。

〔(資料2)埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針(案)〕

○田代委員長

それでは今の説明に基づきまして皆様の方から御質問、御意見いただきたいと思います。もちろん全体的なことについてもですが、事務局から3点ほど説明していたかと思います。一点目は、第2の基本的な考え方のところ、合理的な配慮のところ個別の文言、丁寧な対応みたいな文言が前回の会議の時にも話が出てきたと私も記憶していますが、そういうのを入れた方がいいのかを事務局から意見を聞きたいということがあったと思います。二点目は第3の(2)の性別欄の記載方法で性自認による記載が可能である旨をどうしたら分かりやすいかということと記入例がこの例でいいのかということ。それから三点目は性別の把握又は男女別に限定した取扱いを行う場合に、性別欄の記載方法以外で配慮が必要か否かについて御意見をいただきたい説明していたと思います。その辺も重点的に御意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

### ○遠藤委員

第三の合理的な配慮の内容でウの医療・福祉の必要性に関連してなのですが、今、子宮頸がんの案内が封筒で家に届くときに結構封筒がピンク色でシェアハウスで暮らしているトランスジェンダーの人がその原因でアウトティングになりかけたという話があった。今、別の自治体でその件を相談しているのですが、何か封筒の表示は、がん検診だけで十分な気がしていて、なのでそういう洗い出しが必要です。他の例として、今は書いてないと思うのですが、選挙の投票の案内も性別が見えてしまうなど案内や郵送物も含めて、見直した方がいいと思ったところです。合理的な配慮というか何か性別欄としてこの辺に触れるといいかなと思ったことが一つです。あともう一つは性別欄の記載方法で例1は分かるのですが、例2は望ましくないかな。結局2択なんだと思う。あと例示としてもう一つ挙げるとしたら、どの性別を収集するのかを明示するもいいのかなと思っていて、例えば、県の事業で子供たちが海外に行くとかであればパスポート上の性別を記入くださいとなると思うのです。なので、どの性別を記載するのかの例示が例2はあるとイメージがしやすいのかなと思いました。

### ○松岡委員

一つ目が合理的配慮という文言自体は条例に基づいていて、変えること難しいかなと思うのですが、この点について、前回も確か原委員からの環境調整とかの方が近いのではないかと、確かそういう提案をしたと思うのですが、私もここで示しているものは性の多様性に配慮した事務事業の見直し方針だと思うので、個別調整方針というか、そういうことなのかなと思っています。でも、具体的な言葉をどうなるかは皆さんの御意見を伺いながらと思っていました。その上で、まず性別欄のところですが、その記入例のところでも内閣府の性別欄に関するワーキングでその例示がなかったということをおっしゃっていて、その通りだと思うのですが、一方でワーキングの中では、その性的指向や性自認に関する統計の整備というのは、とても重要だという点は確か意見として出ていたと思いますし、それに反対意見もなかったと思うので、基本的には例示をする方向はすごく望ましいと思うので、ぜひ例示をして、具体的に示して欲しいと思います。その上で、遠藤委員の話と重なるのですが、どの性別情報を書くのが、まず分からないと思うので、そのところをできれば明記した方がいいかなと思っています。私の考えとしてはどの性別欄も基本的にはまず性自認ベースで書いていいということ。その上でむしろその性自認ベースで難しいもの、法的な性別や医療福祉関係において生物学的な情報が必要だとか、そういったものは、どういう情報を取得したいのかを常々説明できるといいのかなと思います。説明をすることが難しいというところもあると思うので、その時には、指針に書くべきかどうかはよく分からないのですが、個別的に何でこの情報が必要なのかという情報取得の必要性だったりとか、どの情報を求めているのかを個別で説明をするという取り組みや実践をすることはもししたら明記してもいいのかなと思いました。もう一つ性別区分のないトイレについての例のところですが、「オールジェンダートイレ」とかも、例の一つに入れてもいいのかなと一つ個人的に思いました。性別記入欄の例のところなのですが、私も遠藤さんの意見に同意で、基本的に性別記入欄は、自由回答をベースにできないかと思っています。つまり、性別の情報を自分の意思で書けるという状態をベースにして、ただ、例えばデータを取得する必要があるとか、テクニカルに自由記述は難しいという場合であれば、その例示の一番で、順番的には男・女より、女性・男性の順の方がジェンダー平等的にはいいのではないかなと思っていたりするのですが、女性・男性・( )で自由記述、ここにプラスして「回答しない」という4つの項目を一つのセットの選択肢にできるとすっきり

するのではないかなと思っています。もう一つが、この建付け自体はアからオを除き行わないものとする、アからオに該当しないものは男女別の取り扱いや性別の把握をしないものとする」と書かれていると思うのですが、アからオに該当するものであっても、例えば、個別的に、例えば情報を取得することや、男女別の取り扱い自体がすごく本人にとっては苦痛だということもあると思うので、この辺自体は個別的な調整の話をしていると思うのですが、さらにそのアからオに該当するものであっても個別的に対応が必要なものがあるというのも前提にすべきで、それを記載すべきではないかと思いました。プラスアルファなのですが、この合理的配慮指針自体が射程としてとらえている事務事業の見直しは、基本的には主にトランスジェンダーに関するものを今、取り上げていただいていると思うのです。私はプラスして同性パートナーに関しても、事務事業の見直しというものもここで言う合理的配慮の一環になると思うので、ここに入れるべきだと思います。具体的に何かというと、例えば東京都の事例を申し上げると東京都がパートナーシップ制度を11月から施行するにあたって、例えばそのサイトを見ていくと、その証明書を取得したことによって、どういう東京都関連の事業とか施策を使えるのかっていう一覧が一覧化されていたり、また、その民間企業の取組というものも一覧にまとめてくれています。これは世田谷区も同じように同性カップルが使える施策一覧っていうのをウェブサイトにもまとめていると思います。これは多分、埼玉県でもできる事だと思うので、これもさらに合理的配慮一つの事業を事務事業見直し方針の一つとして捉えられると思うので、やはり各施策において、法律上同性のカップルが使える事業とか施策の見直し、それを一覧化して公開というものも、この施策にプラスアルファで加えていただけるといいなと思っています。

#### ○事務局

今日、基本計画と合理的配慮の指針をやりましたが、県ではこれが条例に基づくものと整理しております。今、松岡委員からお話のあった、同性パートナーの方々の権利や身分に関するものについてはどうなのかという御質問だと理解したのですが、その整理について担当者から説明申し上げます。

#### ○事務局

まず、今日御議論いただいているところが、条例を踏まえた対応ということで、基本計画、条例第9条に基づいたところで、今まさに性の多様性に配慮ということで、合理的な配慮については条例第10条に基づいて御議論いただいております。県の方の整理といたしましては、条例に関しましては、この基本計画と県が実施する事務事業においても合理的配慮に関しては、こちらの性の多様性に関する施策推進会議の方で御議論をいただくものと整理しておりますので、前回のときにも条例ができた時に話させていただいたと思うのですが、同性パートナーの権利や身分に関する必要な措置に関しましては、日本政府の考えにのっとっています。根拠としましては日本政府の国連人権高等弁務官への報告の考え方にのっとりまして、事実婚を制度や手続きにおいて県としても対象として認めている場合は、その同性パートナーの方も同様に対象とできるかどうかを今、県として検討を進めているところです。先ほど前園委員からも御指摘ありました県営住宅も含めて県で事実婚もすでに認めているのであれば、同性パートナーの方も対象とするように今検討を進めていまして、これに関しましては、庁内で今、状況を調査し報告して、順次、ホームページで公表していく予定です。東京都の具体的にパートナーシップ制度で使える一覧について我々も把握しているところでありますので、そう

いったものを中心に県で検討して、対象にできるものがないか、今、庁内各課と調整しているところです。

○事務局

整理として、LGBTQの方等の権利とか身分に関するものについては、この事務事業の対象外ということで扱っているのです。その点について、今、担当から説明をさせていただきました。本日御議論いただきたいのは、この条例の範囲であります基本計画の策定と性の多様性への合理的な配慮です。

○白神委員

そもそものところで、県の事務事業って何だろうというのが、今、分からなくなってきましたのですけれども。

○事務局

事務事業については、制度、サービスということでどんなものがあるかということで具体例な性別記入欄に関しては、県民満足度調査とか、電子申請届け出サービスとかがあります。

○田代委員長

県が行っている全てのものなのですよ。

○事務局

県のやっている事務事業です。

○田代委員長

例えばWith You さいたまがやっている事業なんかもありますよね。

○事務局

はい。

○白神委員

事務事業には施設設備が入る。事務と言われると、何となく手続きするときに、性別欄を書かされるじゃないですか。あれに全然性別欄が必要ないのに、何かマルつけさせられるという、あれをなくそうみたいなイメージを持って最初聞いていたのですけれども、例えばでもその事業が結婚の時の性別の記入だったりとか、学校に入学するときの性別の記入だったりとか、そういうところにもきつと関わってくるし、なおかつ後半のトイレの話とかが出てくると、事務事業とは何だろうというのが分からなくなりました。

○事務局

事務と聞くと紙やパソコン使って何か申請するとか、なんかそういうイメージ受けるかもしれないのですけれど、それ以外にも県がやっている事業全般ですので、指針の第3の1の制度、サービス、手続きというのは、どちらかという、県の行っている事業のソフトに関する部分を1番の方に集め

ております。それで、2の方に施設整備はハード系と整理してどういう対応していきましょうという構成にしております。

#### ○田代委員長

私もそう理解していたのですが、これ事務事業で言うと事務というのは絶対必要かと思ったのですが。

#### ○前園委員

事務事業は合理的配慮と同じで、条例の言葉に基づいた言葉になります。

#### ○原委員

合理的な配慮ということと使い方に関して整合性を取るということで、分かりました。できれば配慮という言葉は意味が広く、おもんばかって考えるという意味とそれに基づいて行動するというもので、伝わりにくいところがあるので、できれば文章の中で、合理的配慮及びそれに基づく環境調整をみたいと感じで補強していただけると分かりやすいかなとは思いますが。これが一つ。あと性別欄の記載方法の(2)のところは、記入は任意として、やはり選択肢で何も書かないで自分で書いてもらうというのが一つ。例1は自分で記入欄に記入することができる。今、厚生労働省が推奨している履歴書がそうである。そして記入は任意とする。それからもう一つ、例2でこの3つの選択肢で「回答しない」ではなく「該当せず」にして、きちんと選択肢をフルにするのならば、松岡委員がおっしゃっていた「その他」、「回答しない」もつけて4択にすることもいいかなと思います。それから2択の場合は法律上の性としっかり書く。そうすると性自認を書けばいいのか、法律上の性を書けばいいのか迷う人が少なくなる。そういった明記は絶対必要だと思います。同性パートナーがいる場合、例えば、医療福祉の現場で結局言い出せなかった。相手の思い込みで結局物事が進んでしまったことが非常に多いのです。言い出しづらいということで、例えば問診票とか最初の申し込みのところに家族関係とかの欄があった場合、全部そこに同性パートナーとかパートナーのチェックができる欄を加えることが家族関係の中で非常に大事です。医療の現場でも性感染症のこともありますし、コロナのこともありますし、福祉の現場でもやはり誰がサポートパーソンになるのかが分かることも非常に大事なので、そこはきちんと設定していただいた方がいいと思います。

#### ○前園委員

施設設備の整備で、男女別のところでは法律上の性別に従って入らなくてはけないのか、そこまで言ってなくて、前提として男女の区別のないトイレを作りますというのは良くて、現状もしくは新設するときに男女別に作れると思うのですが、例えば、性自認に従って利用していいのか、それとも法律上の性別に従って利用しなきゃいけないのか、県としてはどういうスタンスなのかを明確にするかどうかという疑問と施設は更衣室、スポーツ施設、宿泊したらお風呂もあるはずなのです。例えば、既存の施設でトイレ、更衣室をそれぞれ考えなければいけないことと一律に法律上の性別でないといけないというのは、法律の世界でも行き過ぎだと思うのです。一律、法律上の性別でなければいけないよってというのは、例えば、県立高校トイレと県庁のトイレでまた性質が違う。県立高校あれば誰が入るか分かっている点、県庁のトイレは誰が入るか分からない点で特定の人が入るか不特定多数が入るかということとかも大事になってくるので、ここら辺はもう少しきめ細かな基準を作らないと

多分現場は分からない話になるかなと思うので、そこら辺は、じっくりやっていただく必要があるのではないかなと思います。

○事務局

この指針については、一回作ったらそれでも動かさないとかそういうのではなくて、まず作ります。それで現状を踏まえて改良していきますことを考えています。

○栗田委員

トイレ利用については、見た目によってトラブルが発生してしまうことは実際に起きうるときに、そんなに粗い内容でいいのですか。あと、もう一つその今回書かれている事務事業で合理的な配慮の内容から抜けるところに多数の人命に関わる災害時は、配慮ができないということを今の日本社会だったら書いていた方がいいのではないかと考えています。実際、東日本大震災の時にごろ寝でただ逃げてきて、皆が休む場所は関係なく隙間を作りながら寝る場合に配慮はできる状態でないですし、トイレもなかったです。そういう時に配慮しますよというのはどうなのかなと思いました。今は北朝鮮の問題やロシアの問題のときに、ある程度配慮できないということも言っておいた方がいいのかな。私たちもここしか隙間がないからそこで寝るしかないのだろうなと思って、事務所の事務の処理だったら気にしないなと思ってさっき読んでいたのですけれど。

○事務局

避難所で女性と男性のスペースは分けましょうとかそういう配慮がないとお互い辛いと思います。

○栗田委員

最初の避難や災害の規模によってだと思うのです。さっき言った人命に関わるとかそういうことなのです。ただの災害じゃなくって、みんなが生きるか死ぬかの災害の時には、実際できなかったのです。災害時に私も支援に行ったら、全く男女の差がない状態でもう寝るところがないから、寝袋と掛布団だけでここで寝てくださいと言われてました。

○事務局

個人の考えの段階で申し上げますが、指針は実際にやってみて、できなかった時は、あるかもしれないです。けど、やはり理想の形があって、最初からしょうがない場合を書いてしまうと、どうなのかなという気もするのです。だからまずは、男女の区別やスペースの部分、LGBTQの方がストレスを感じないような空間も確保していきましょうとか、そういう考え方をまずきちんと示した上で実際に運用上しようがなかったとか、そういうことはあるかもしれないけれど、まずは指針というのは、個人の考えですけど、松竹梅だったら松を目指している。

○栗田委員

男女と性の多様性の方の場を作るということをおっしゃっているんですね。

○遠藤委員

非常事態、広く市民、人権が制限されかねないような事態について、あんまり話せることではないかなと思うので、ここは基本的な理念でいいかと思うのですが、これについては条例を作る際に自民党の渡辺議員が質疑でまさに触れていて、基本的にはこれまでの運用を変えるものではないというような答弁だったと覚えています。なので、新しく何が変わるかということでもないのですし、それはつまり性自認に基づいてトイレを使うことでもなく、法律上に基づいてトイレを使うということでもなくて、それは個人の当事者が判断して使うということなので、そういうことをあえてここに書き込む必要はないと思います。というのは、ケースバイケースで同じ一人の人であっても、例えば治療が進むにつれて誰でもトイレを使っていることが自然な状況になることも十分考えられるので、ここに書きぶりを入れることではないかなと思います。あえて前向きに入れるとすれば、アとイの後にウを入れて、誰でもトイレは案内するということは必ずしもないみたいなことを入れるかどうか。というのは、トランスジェンダーイコール誰でもトイレと理解をしてしまっている学校の先生方とか結構いらっしゃるので、必ずしもそういうことではないので、むしろそのことによって、移動時間にトイレに行けないということが発生しているので、あくまで合理的配慮もそれぐらいの少し柔軟な書きぶりに付け加えるとするならばそういう形かなと思います。あと、更衣室について触れているのですけれども、誰でも使えるということの表示ができれば、ホームページにも載せて欲しいと思っています。運動施設とかに問い合わせをすると使えることが後から分かるみたいなケースがあるのですが、そうすると、よほどじゃないと問い合わせしないので、一人で着替えたい方へのスペースありますみたいなことが分かるか分からないかで、使用しやすさが違うと思います。

#### ○松岡委員

トイレに関しては遠藤さんと同意で、前園委員がおっしゃっていた細かい部分を記入すべきではないという点は、もしかしたらここではなくて、また別のパンフレットやガイドブックとか、そういうのを個別に本当に細かく作って参考になるものを考えてもらうというのはいいのではないかなと思いました。災害時の方に関しても、重ねる形で、議事録に残した方がいいかなと思うので、発言するのですけれども、やはり基本的には人権が制限されているものに関してそれがしょうがないという考え方に則るとやはりどうしても特に周辺に置かれるマイノリティの人たちの権利はいつまでも排除され続けてしまうことが変わらないので、基本的にそれを書くことはよくないと思っています。例えば災害が起きたときに、ダンボールでプライバシーを守ろうと作っている間に、他の国ではすでに性別に限らず個別の簡易的なテントのようなものが作られているみたいに、結局しょうがないよねという議論をし続けてしまうと、今あるリソースの中で、誰を守るかみたいな話になってしまうと思うのですが、そもそものリソース自体を広げたりとか、変えたりすることの議論の方がよほど建設的かなと思っていますので、基本的にはマイノリティの話を今やっているからこそ、やはり人権というものは優劣がないものであって誰かを排除するという前提ではなくて、何ができるかっていうものをこの指針には書いて欲しいと思っています。これは議事録に残したくて発言させていただきました。

#### ○渡辺委員

トイレに関しては、遠藤委員とおっしゃっていたことと重なるのですが、2の(1)のイのところの例「当事者だけが使用できる時間帯の設定」の前に例として、「当事者の生活実態に合わせる」とかそっちの方が先に来て欲しいという思いがあります。それから、最初に松岡委員が御質問されていた性的指向に関するところも入れて欲しいというところの御回答で、県のことと国のことを分けている説

明が理解できなくて、ここには性的指向のことが入らないから、まだ疑問に残っています。なので、また後で結構ですので、御説明いただければと思っています。私は性的指向のことも入った方がいいと思っています。

○田代委員長

それでは、ここで10分休み時間を取ります。

(休憩)

○田代委員長

引き続き、御意見、御質問ある方お願いしたいと思います。

○前園委員

施設については、理想みたいなもので、先ほど遠藤委員がおっしゃったように、県は基本的には、法令上の性別に準ずる訳ではなく個別対応なのか、それとも支障がない範囲で性自認に従うか、それがどこまで書けるか分からないですけど、今までの現状が変わらないといっても、今までの現状をよく分かってないので、県が管理しているトイレや更衣室や宿泊者の宿泊施設に関しても基本的に県がどうするのかということが決められる立場にある。法令に違反しない範囲でできるので、性の多様性を尊重してと漠然ではなく、できる限り性自認を尊重するようなことは示せるならば示した方がいいのではないのかと思うのです。そうでないならばそうでいいのですが、指針であればそれをベースに現場でそれぞれ個別対応しましょう、という話になるのですが、そういうエリアを作るだけですかという話になっちゃうので、現場もそれぞれ県の施設を利用する人たちが利用しやすくするという観点で、やはり原則的な部分は示した方が利用しやすくなるのではないかなと。余計な現場でのトラブルが減るのではないかなと思う。

○田代委員長

むしろ性自認を尊重するという方向で示すと考えた方がいいのか。

○前園委員

そうじゃない法令が原則ならば、書かない方がいいかもしれませんが、そこはちょっと分からないので、もし指針として明確にできる場合は、できれば示した方がいいのではないかなと思います。

○田代委員長

先ほど最後に、渡辺委員がおっしゃった県のことと国のことを分ける意味がよく分からない点について、戻っていいですかね。

○事務局

同性パートナーの権利についてもあくまで県の事務事業です。事務事業の中でも、LGBTQの方たちの権利とか身分に関する必要な措置というのは、例の一つとして県営住宅の入居要件は、県の事業です。また、法律で同性婚を認めてない、家族の定義とかもされていない中で、何かを拠り所にしてい



かなきゃいけないというところで、国の考えを根拠として出しているものです。法律があれば、整理できるのでしょうけれども、法律がない中で、私たちは何をよりどころにしてこのLGBTQの方の権利とか身分に関する部分をやっていくのかという点から整理しました。

○田代委員長

法律がないから、むしろその実施方法のところにあるような、国連人権高等弁務官事務所への報告の日本政府の考え方を踏まえて県もやるみたいな説明だった。

○渡辺委員

同性パートナーの権利・身分の拠り所である根拠は何ですか。

○事務局

日本政府は性の多様性の尊重についてどのように対応しているのか、国連の人権高等弁務官事務所から聞かれました。それに対して日本政府としての考え方を報告書として示されたものがありまして、それが根拠のところにある「性の多様性が尊重され、すべての人が人権を大切にし、互いを尊重し、活動的な生活を送ることができる社会の実現」と日本政府の考えが示された。要は性の多様性に関する法律がないのですけれど、政府の考え方がまさに報告の中の文言なのです。法律がないからその部分については、私たちは日本政府の考え方にまず則ります。あとはそれぞれの制度とか手続きの中で、事実婚については、対象として認めているのであれば、それは同性パートナーについても、広げることができるのではないかという、そういう考え方で検討していきましょうということ動いている。

○白神委員

つまり国が事実婚を認めているのだから、それを県として解釈するのであれば、同性パートナーのパートナーシップも認めましょうという解釈ができるという前向きな意味で捉えていいのでしょうか。

○事務局

国が性の多様性の尊重を考え方として示していて、そういう考え方があるので、県の事業の中でも事実婚について、県として認めている事業があるならば、同性パートナーについても何か不都合があるのかという考え方です。だから、前向きに、事実婚についてやっているものがあるのだったら、同性パートナーにも認めていけるように、国がこういう考え方を示してのだから、そこに則ってやっていくという姿勢です。

○渡辺委員

例えば、同性パートナーの権利・身分に関する実施方法を今回の指針の第3の合理的な配慮内容の1の制度サービス手続き等の(3)とかに入れることはできないのでしょうか。条例第10条と関わりますよね。それも根拠に置けるわけですよね。

○事務局

合理的配慮指針というのはあくまでも配慮というような形だと思います。同性パートナーの権利・身分に関しては、定義や根拠として、育児・介護休業法とかは法律の中で事実婚を認めているものがある。ただ、同性パートナーについては、法律がない状態でございますので、本来はそういうものがあるならば、そこで権利関係というのがきちんと整備できると考えているのですが、拠り所として、日本政府の国連人権高等弁務官事務所の報告を根拠に県としては整理していこうと考えていて、権利義務というところなので、国に則ってやっていこうと整理をさせていただきました。趣旨としては目指すところは同じなのですけれどもですから、我々としてはこの合理的配慮方針と同性パートナーの権利・身分に関する必要な措置を同時並行で進めていきたいなと思っております。我々権利は非常に大事なので、措置というような言葉を使わせていただいているのですけれども、本当にそこはきちっと目指していきたいという考え方で整理をさせていただいていると思います。

○田代委員長

そうすると今、渡辺委員がおっしゃったように、指針の第3の(3)に入れないというのはなぜかということで、こちらの指針の中に、きちんと位置付けたらどうかということですが。

○白神委員

事業が何か分からないと言ったのは正にそこで、例えばそのパートナーシップを認めて、それができるような状況を作るというのは、県の事務事業ではないからそこから外れたのかなって思っていたのですけれども、あらためて県の事業という説明を受けたら、例えば東京都がやっているものなのかを見るとあれは事業ですよ。だから事業なのであれば、ここに入るよということで混乱をされていて、その権利義務ということで、その当たり前にそれが認められるのであればわざわざやる必要がないと思うのですけれども、今やっぱり一般に認められていないから、取り組もうとしているところなので、何か私もちょっと混乱しているのですけど感覚的には、入っていいのではないかと感じています。

○事務局

条例の文言の中で、第2条第3号で、パートナーシップ・ファミリーシップの定義がされているのですが、「互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。」これだけの定義なのです。この文言に基づいて、LGBTQの方たちの権利とか身分について措置をするのは難しいというのが解釈です。

○白神委員

言葉だけの問題なのであれば、先ほどの事実婚という言葉も、性に関わらない事実婚みたいに表記すればいいと思うのですけど。

○田代委員長

合理的な配慮の内容の中に制度、サービス、手続き等という具体的内容が入らないのか。

○事務局

この指針は、あくまで条例に基づいた指針なので、入らないです。

○田代委員長

さっき原委員から出ましたが、医療とか福祉の現場で固定的な家族が前提とされて対応してもらえない等のいろいろな事例が具体的に出てきたと思いますし、そういうことを考えたときに、パートナーシップを前提とし定義もしているのだから、また国の根拠もここにあげられるのだから、こういう内容があってもいいのではないか。ない方が不自然な気がしなくもないですけど、どうですか。

○渡辺委員

県営住宅の申し込みとかは同性カップルでもできるのですよね。

○事務局

それはできるようにする方向で検討しています。

○渡辺委員

それは合理的な配慮なのですよね。

○事務局

これは条例で言う合理的な配慮とは捉えておりません。

○渡辺委員

分からないですね。

○白神委員

また戻りますけど、合理的配慮というと先ほどの災害の時の事例は割と逆にいいかもしれないけれど、配慮をしないことに対する合理的な説明ができないのであれば配慮しなさい、みたいな意味合いも含まれていて、なので、先ほどは個人に対する個別の配慮を必要とするかどうかというところまで明記すべきかということだったのですけど、逆に言うと合理的配慮と言った時点でそれが含まれているので、それを含まない想定だったら、含まないよという文言の説明をしなきゃいけないよねというのが多分、前回、私が言いたかったことです。それでいくと、制度、サービス、手続きは今、男女のその情報を収集するかどうかというところだけに特化して、今ソフト事業のところを踏まえていると思うのですけれども、先ほど国の報告で、国で性の多様性を尊重しますと言っている。事実婚を認めているのだけれども同性パートナーについては現状認められていないということであれば、それが合理的な説明がつかないのであれば、やらなければいけないよということを、むしろこれここで大きく言っているのかなと思うので、なんかもうそこを説明する必要もなく当然合理的な配慮なのだからパートナーシップは認めますよという説明だったら逆に納得いくのですけど。なんかそこが少しやはりまだ腑に落ちないなあというふうに気がします。例えばこの合理的な配慮が条例第10条のことだから、第11条は別にやりますよという説明なのかなとか、いろいろ何か想像するのですけど。やらな

い理由をずっと説得されているような気がしてしまって、そのあたりは、どのようにしていきたいのかなと思っています

○前園委員

条例第 10 条は、法令や条例の枠内でできることを行政の裁量としてやるということで、県営住宅とかは、ある種、その条例の対する解釈の部分になってそこは配慮でないという理解ですか。法解釈まで関係するものは入れていないということなのですかね。

○白神委員

条例 11 条に当たると。

○前園委員

条例第 11 条に当たるかは分からないけど、区分けとして、この条例の中で、できることはこの配慮の範囲の中でやっていきます。法令に抵触するとか解釈を変えなきゃいけないような、それぞれの条例などを変えなければいけないものに関しては、合理的配慮ではないという区分けみたいです。また、条例を変えなきゃいけないものとかは条例第 11 条に基づいてやりますとか、そのような整理をしといた方がいいと思うのですよ。整備してないとただでさえ合理的配慮という文言がよく分からないので、まず明確にしておかないと、現場も困っちゃいますよね。

○事務局

ある程度で LGBTQ の方について措置という強い形で表現している。合理的配慮はそういう場合だったるときちゃんと整理としている。分かりにくいところがあるかと思いますのでそこはまた整理していきたいと思います。

○前園委員

条例第 11 条に関する部分は、計画にも入ってないですね。条例第 11 条の部分は結局どこでやるのですかね。

○松岡委員

私から提案して恐縮だったのですが、結局パートナーシップ制度を作りますと条例に入っているけれど、埼玉県ではまだパートナーシップ制度自体ができてないということが、大きな分かれ道になっているのではないかなと思っていて、それが身分という根拠が結局ないから合理的配慮の指針ではパートナーシップ関連のものを入れられないけど、現状の範囲のところ埼玉県としてやるとしたら、別の枠組みとして、個別にやっていきますよという整理だったのかなと思いました。例えばですけど、これもし認識が違ったら申し訳ないのですが、もし、例えば、埼玉県でパートナーシップ制度というものができて、それを根拠に、その合理的配慮指針の中で、もしかしたら取り組むことができるかもしれないし、もしかしたらパートナーシップ制度の取り組みの中の一環として、同じようなことを東京都と同じ感じで、施策をまとめて一覧として表示するとか、そういうふう整理ができる

のかなというふうに私は解釈をしました。ですので、私は、一応多分、事情としてできない部分があるというのは一定程度、納得したつもりではいるのですけれども、というところではないです。

#### ○原委員

私はチャットにもう打ったのですが、何か文言が少しおかしいところがあるのですが、基本的にはできる内容を少し入れられるものがあるのかなと思って入れましたので、それを見ていただきたいのです。一つはパートナーや家族関係が申告に必要な場合で、選択肢がないので、氏名の記載方法のうちの名前の方で通称名の名前を可とする。結構、通称を使えるか使えないかでいつもトラブルになる。性別把握をアからオに入ったとしても本人の所持する書類には表記しない。例えば今総務省で投票の選挙人名簿管理システムの標準仕様書を今検討していて、投票入場券については性別をもう表記しない。ただし、事務処理上は、普通は判別できるような形にして、例えば数字とかで把握できるようにするというので、男女を表記しない。本人が持つものは書かないという配慮もできますということを書いて明記していただけることと、その人が書いておくことも要望もできるということです。きちんと書いておくことが大事かなと思いましたので、追記させていただきました。

#### ○田代委員長

事務事業というこのあたりが、何か分けしているということですよ。あくまでも事務事業における合理的な配慮というところで作られたのかなと思うのですが、けどやはり議論していると私たちが混乱したということがありますので、その辺少し丁寧に、再検討していただければと思います。最後に、もう少し言っておきたいことがありましたら、時間を取ります。いかがでしょうか。後は個別にいろいろ相談とかもさせていただければと思います。

予定の時間過ぎていますので、これもちまして議事を終了したいと思います。もう一度最後に皆様から何かありましたらお願いします。はい、長い時間本当に活発な御意見、御意見いただきまして本当にありがとうございました。